

一、相关新法令、新政策

● 节能减排“十二五”规划

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2012〕40号

【发布日期】2012-08-06

【实施期间】2011-2015

【内容提要】根据该规划：

- 调整优化产业结构。
 - 继续抑制高耗能、高排放行业过快增长。合理控制固定资产投资增速和火电、钢铁、水泥、造纸、印染等重点行业发展规模。
 - 淘汰落后产能。
 - 促进传统产业优化升级。调整加工贸易禁止类商品目录，提高加工贸易准入门槛。
 - 调整能源消费结构。
 - 推动服务业和战略性新兴产业发展。
- 推动能效水平提高。加强工业节能，强化建筑节能，推进交通运输节能，推进农业和农村节能，强化商用和民用节能，实施公共机构节能。
- 强化主要污染物减排。以钢铁、水泥、氮肥、造纸、印染行业为重点，大力推行清洁生产。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2012-08/21/content_2207867.htm

● 企业政策性搬迁所得税管理办法

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告2012年第40号

【发布日期】2012-08-10

【实施日期】2012-10-01

【内容提要】根据该办法：

- 企业政策性搬迁，是指由于社会公共利益的需要，在政府主导下企业进行整体搬迁或部分搬迁。企业政策性搬迁，不包括企业自行搬迁或商业性搬迁等非政策性搬迁。
- 政策性搬迁过程中涉及的搬迁收入、搬迁支出、搬迁资产税务处理、搬迁所得等所得税征收管

一、関連する新法令、新政策

● 省エネ排出削減「第十二次五ヵ年」計画

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2012〕40号

【発布日】2012-08-06

【施行期間】2011-2015

【概要】本計画によると、下記の通りである。

- 産業構造の調整・最適化を行う。
 - エネルギー高消費、高排出業種の急激な増加を引き続き抑制する。固定資産投資の増加および火力発電、鋼鉄、セメント、製紙、捺染などの重点業種の発展規模の適切な抑制を図る。
 - 立ち遅れた生産能力を淘汰する。
 - 伝統産業の最適化・グレードアップを促進する。加工貿易の禁止類商品目を調整し、加工貿易の参入ハードルを引き上げる。
 - エネルギー消費構造を調整する。
 - サービス業および戦略性新興産業の発展を推進する。
- エネルギー効率水準を向上させる。省エネ工業、省エネ建築を強化し、省エネ交通輸送、農業および農村での省エネを推進し、商用および民間用省エネを強化し、公共機関での省エネを実施する。
- 主要汚染物の排出削減を強化する。鋼鉄、セメント、窒素肥料、製紙、捺染業種を重点対象としたクリーン生産の推進に力を入れる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2012-08/21/content_2207867.htm

● 企業政策性移転所得税管理弁法

【発布機関】国家稅務總局

【発布番号】国家稅務總局公告2012年第40号

【発布日】2012-08-10

【施行日】2012-10-01

【概要】本弁法によると、下記の通りである。

- 企業政策性移転とは、社会公共利益の需要により、政府主導の下、企業が全体移転または部分移転を行うことを指す。企業政策性移転には、企業が自ら行う移転または商業性移転などの非政策性移転は含まれない。
- 政策性移転の過程において発生する移転収入、移転支出、移転資産の税務処理、移転所得などの所得税

理事项,单独进行税务管理和核算;不能单独进行税务管理和核算的,应视为企业自行搬迁或商业性搬迁等非政策性搬迁进行所得税处理,不适用该办法。

【法令全文】请点击以下网址查看:
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12025658.html>

● [关于允许京津沪等 6 市非本市户籍人员异地提交出入境证件申请的公告](#)

【发布单位】公安部
【发布日期】2012-08-22
【内容提要】根据该公告,自 2012 年 09 月 01 日起:
▪ 在北京、天津、上海、重庆、广州、深圳 6 个城市,允许非本市户籍就业人员和高等院校的在读大学生异地提交出入境证件申请。
▪ 申请事项包括:普通护照、往来港澳通行证及各类签注、往来台湾通行证及各类签注的申请(包括首次申请、换补发证件、证件失效重新申请以及证件加注)。

【法令全文】请点击以下网址查看:
<http://www.mps.gov.cn/n16/n1282/n3508/n2173912/3353326.html>

● [建设项目环境影响报告书简本编制要求](#)

【发布单位】环境保护部
【发布文号】环境保护部公告 2012 年第 51 号
【发布日期】2012-08-15
【内容提要】自 2012 年 09 月 01 日起:
▪ 建设单位向各级环保部门报送环境影响报告书,应同时提交报告书简本;
▪ 各级环保部门在本部门网站上公示项目受理情况,应同时公布报告书简本,并附审批部门联系人及联系方式。
▪ 报告书简本应包括:建设项目概况;建设项目周围环境现状;建设项目环境影响预测及拟采取的主要措施与效果、公众参与、环境影响评价结论等内容。

【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201208/t20120823_235124.htm

徴収管理事項は、単独で税務管理および計算を行う。単独で税務管理および計算を行うことができない場合、企業が自ら行う移転または商業性移転などの非政策性移転と見なし、所得税処理を行わなければならない、本弁法は適用されない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12025658.html>

● [北京・天津・上海などの 6 都市の非当市戸籍人員の当市での出入国証書申請を認めることに関する公告](#)

【発布機関】公安部
【発布日】2012-08-22
【概要】本公告によると、2012 年 9 月 1 日より、下記の通りとなる。
▪ 北京、天津、上海、重慶、広州、深センの 6 都市で、当市の戸籍ではない就労者および高等教育機関に在学中の大学生が当市で出入国証書の申請を行うことを認める。
▪ 申請事項の詳細:普通パスポート、香港・マカオ往来通行証および各種ビザ、台湾往来通行証および各種ビザの申請(初回申請、証書の交換・再発行、証書失効に伴う再申請および証書の追加情報記入を含む)。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mps.gov.cn/n16/n1282/n3508/n2173912/3353326.html>

● [建設プロジェクト環境アセスメント報告書の要約版作成要求](#)

【発布機関】環境保護部
【発布番号】環境保護部公告 2012 年第 51 号
【発布日】2012-08-15
【概要】2012 年 9 月 1 日より、下記の通りとなる。
▪ 建築主が各級環境保護部門に環境アセスメント報告書を送付し、同時に報告書の要約版も提出すること。
▪ 各級環境保護部門が本部門のウェブサイトにてプロジェクト受理状況を公示し、同時に報告書の要約版を公布の上、審査許可部門の連絡担当者および連絡方法も添付すること。
▪ 報告書の要約版は、建設プロジェクトの概況、建設プロジェクト周囲環境の現状、建設プロジェクトの環境への影響についての予測および講じる予定の主な措置と効果、大衆参与、環境アセスメント結論などの内容を含むこと。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201208/t20120823_235124.htm

● [关于在我省开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点的公告（江苏）](#)

【发布单位】江苏省财政厅、江苏省国家税务局、江苏省地方税务局

【发布日期】2012-08-10

【内容提要】根据该公告：

- 从2012年10月01日起，江苏省提供交通运输业和部分现代服务业服务（以下简称“应税服务”）的单位和个人，应当缴纳增值税，不再缴纳营业税。
- 国税部门将在08月底前对试点纳税人逐户进行核实确认。纳税人对照应税服务范围，确认属于试点范围的，应及时与主管国、地税机关取得联系。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.jsqs.gov.cn/html/2012/08/13/178599.shtml>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [国务院决定取消和调整 314 项部门行政审批项目](#)

日前，[国务院常务会议](#)决定取消和调整 314 项部门行政审批项目，其中取消 184 项、下放 117 项、合并 13 项，并批准广东省在行政审批制度改革方面先行先试。本次重点对投资领域、社会事业和非行政许可审批项目，特别是涉及实体经济、小微企业发展、民间投资等方面的审批项目进行了清理。

会议指出，要继续深化行政审批制度改革。包括：

进一步取消和调整行政审批项目
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 凡公民、法人或者其他组织能够自主决定的，市场竞争机制能够有效调节的，行业组织或者中介机构能够自律管理的，政府都要退出。 ▪ 凡可以采用事后监管和间接管理方式的，一律不设前置审批。 ▪ 以部门规章、文件等形式违反《行政许可法》规定设定的行政许可，要限期改正。

● [江蘇省で交通輸送業および一部の現代サービスの営業税の増値税への一本化試行を展開することに関する公告（江蘇）](#)

【発布機関】江蘇省財政庁、江蘇省国家税務局、江蘇省地方税務局

【発布日】2012-08-10

【概要】本公告によると、下記の通りである。

- 2012年10月1日より、江蘇省で交通輸送業および一部の現代サービスのサービス（以下「課税サービス」という）を提供する業者および個人は、増値税を納付しなければならず、爾後営業税は納付しない。
- 国税部門は、8月末までに、試行対象納税者に対して逐一確認を行う。納税者は課税サービスの範囲に照らして、試行対象範囲内であることを確認した場合、速やかに所轄の国・地稅機關に連絡しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.jsqs.gov.cn/html/2012/08/13/178599.shtml>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [國務院が 314 項目の部門行政審查許可項目の取消と調整を決定した](#)

先頃、[國務院常務會議](#)にて314項目の部門行政審查許可項目の取消と調整を決定し(184項目を取消、117項目を委譲、13項目を合併)、また広東省にて行政審查許可制度改革試行の先行実施を許可した。今回は、投資分野、社会事業および非行政許可審查許可項目を重点対象として(特に实体经济、小規模企業の発展、民間投資などの方面の審査許可項目)、見直しを行なった。

會議では、引き続き行政審查許可制度改革を推進することが言及された。具体的には下記の通りである。

今後も更に行政審查許可項目の取消と調整を行う
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公民、法人もしくはその他の組織が自ら決定できること、市場競争メカニズムで有効に調整できること、業種組織もしくは仲介機関が自主的に管理できることについて、政府は一律に撤退する。 ▪ 事後監督・管理および間接管理方式を採用できることについては、前置審査許可を一律に設けない。 ▪ 部門規則、文書などの形で「行政許可法」規定に

推进行政审批规范化建设
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 新设审批项目，必须于法有据，并严格按照法定程序进行合法性、必要性、合理性审查论证。 ▪ 没有法律法规依据，任何部门不得以规章、文件等形式设定或变相设定行政审批项目。

(摘自中国政府网；2012年08月22日发布)

違反して設定した行政許可は、期限を定めて是正すること。
行政審査許可の規範化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 審査許可項目を新たに設ける場合、法的根拠があり、法定手続きに厳格に従い、適法性、必要性、合理性の審査・論証を必ず行うこと。 ▪ 法律、法規上の根拠なくして、如何なる部門も規則、文書などの形で行政審査許可項目を設定し、または形を変えて設定してはならない。

(2012年8月22日付の中国政府サイトより抜粋)

● **央行出台境外机构人民币账户新规 QFII 参与期指障碍扫清**

日前，中国人民银行出台《关于境外机构人民币银行结算账户开立和使用有关问题的通知》(银发〔2012〕183号；目前无法在官方网站找到通知全文)。根据该通知：

关于境外机构人民币银行结算账户开立
境外机构在境内只能开立一个基本存款账户。境外机构开立基本存款账户后，可根据办理跨境人民币业务的需要开立一般存款账户和专用存款账户。
关于境外机构开立人民币银行结算账户的特殊情形
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 境外银行提供清算或者结算服务、合格境外机构投资者从事证券投资、境外机构投资者银行间债券市场，可开立人民币银行结算账户。还需要开立其他人民币银行结算账户的，可撤销原已开立的专用存款账户，开立境外机构人民币基本存款账户和专用存款账户。 ▪ 境外投资者因经营受让不良债权、合格境外机构办理人民币贷款业务和货币互换业务、A股上市公司外资股东减持股份及分红，可开立境外机构人民币基本存款账户、一般存款账户、专用存款账户。

相关证券业人士分析，该通知意味着合格境外机构投资者(QFII)可以在工、农、建、中、交五大行(期货保证金账户指定的托管银行)开设专用账户，用作期货保证金专户。以前QFII迟迟难以参与股指期货的症结已经迎刃而解，因此，对于QFII参与股指期货有重大意义。

(摘自《上海证券报》；2012年08月21日发布)

● **中国人民銀行が国外機関人民元口座の新ルールを出し、QFIIの株価指数先物参与の障害を解決した**

先頃、中国人民銀行は、「国外機関人民元決済銀行口座の開設および使用関連事項に関する通知」(銀發〔2012〕183号。現時点では公式サイトにて通知の全文を入手できない)を出した。本通知によると、下記の通りである。

国外機関の人民元決済銀行口座の開設
国外機関は国内で1つの基本預金口座しか開設できない。国外機関は基本預金口座を開設後、人民元クロスボーダー業務の必要に応じて、一般預金口座と専用預金口座の開設が可能となる。
国外機関が人民元決済銀行口座を開設する場合の特別なケース
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国外銀行が清算もしくは決済サービスを提供する、適格国外機関の投資者が証券投資を行う、国外機関が銀行間債権市場に投資する場合、人民元決済銀行口座の開設が可能となる。その他の人民元決済銀行口座を更に開設する必要がある場合、もとの開設済の専用預金口座を取消して、国外機関の人民元基本預金口座と専用預金口座の開設が可能となる。 ▪ 国外投資者が経営のため不良債権を譲受る、適格国外機関が人民元貸付業務、通貨交換業務を取り扱う、A株上場会社の外資系株主が保有する株式を売却するおよび配当を受ける場合、国外機関の人民元基本預金口座、一般預金口座、専用預金口座の開設が可能となる。

証券業界関係者は、適格国外機関投資者(QFII)は、工商、農業、建設、中国、交通の五大銀行(先物保証金口座指定の委託管理銀行)にて専用口座を開設し、先物保証金の専用口座としての使用が可能となったことを本通知は意味しており、これまでQFIIは、なかなか株価指数先物に参入できなかったという難題も難なく解決できたという点で、QFIIの株価指数先物への参入にとって重要な意義を持つと分析している。

(2012年8月21日付の「上海証券報」より抜粋)

● 对《劳动合同法修正案（征求意见稿）》的简析

2008年01月01日颁布的《[中华人民共和国劳动合同法](#)》（以下简称“《劳动合同法》”）首次以法律形式确定了“劳务派遣”这一用工制度，此后，劳务派遣用工的规模迅速发展、扩大¹。与此同时，因劳务派遣用工发生的相关劳动争议也在大量增加²。为此，《[全国人大十二五规划纲要](#)》³、《[国务院部门分工意见](#)》⁴等纲领性文件也提出“规范劳务派遣”及“加强规范劳务派遣用工”的要求。

在上述背景下，全国人大于2012年07月06日公布了《[劳动合同法修正案（草案）](#)》，并公开征求意见（以下简称“《[劳动合同法修正案（征求意见稿）](#)》”）。该文件正文共分四条，全部与劳务派遣用工有关，其内容可总结为“提高行业门槛、保障同工同酬、限制使用范围、加重违法责任”。结合《劳动合同法》、《[中华人民共和国劳动合同法实施条例](#)》（以下简称“《[劳动合同法实施条例](#)》”）等法律、法规，律师对《劳动合同法修正案（征求意见稿）》内容对比、分析如下，以供参考。

一、提高劳务派遣单位的行业门槛

法律条款内容对比			律师简要 分析意见
劳动合同法 修正案 (征求意见稿)	劳动合同法	劳动合同法 实施条例	
一、第五十七条修改为:设立劳务派遣单位应当具备下列条件: (一)注册资本不得少于人民币 一百万元 ;	第五十七条 劳务派遣单位应当依照公司法的有关规定设立,注册资本不得	——	提高主要表现在如下两方面:提高劳务派遣单位的注册资本;增加设立劳务派遣

● 「労働契約法改正案(意見募集案)」に関する簡潔な分析

2008年1月1日に施行された「[中華人民共和国労働契約法](#)」(以下、「労働契約法」という)は法律という形で初めて「劳务派遣」という雇用制度を確定した。その後、劳务派遣による雇用の規模は急速に発展、拡大した¹。これと同時に、劳务派遣による雇用に起因した労働紛争も大幅に増加することとなった²。このため、「[全国人民代表大会第十二次五カ年計画要綱](#)」³、「[國務院部門業務分担意見](#)」⁴などの綱領的文書も「劳务派遣の規範化」および「劳务派遣による雇用の規範化強化」の要求を打出した。

上記背景の下、全国人民代表大会は2012年7月6日に「[労働契約法改正案\(草案\)](#)」を公布し、パブリックコメントを募集した(以下、「[労働契約法改正案\(意見募集案\)](#)」という)。当該文書の本文は4条に分かれ、その全てが劳务派遣による雇用にかかわるものであった。その内容は「業種参入基準の引き上げ、同一労働同一賃金の保障、使用範囲の制限、違法責任の加重」に帰結している。筆者は「労働契約法」、「[中華人民共和国労働契約法实施条例](#)」(以下、「労働契約法实施条例」という)などの法律、法規に照らし、「労働契約法改正案(意見募集案)」の内容について、参考まで、以下の通り比較、分析を行った。

一、劳务派遣機関の業種参入基準の引き上げ

法律条項内容の比較			
労働契約法 改正案 (意見募集案)	労働契約法	労働契約法 实施条例	筆者の簡潔な 分析意見
一、第五十七条は以下の通り修正した。 劳务派遣機関の設立には下記の条件を具備しなければならぬ。 (一)登録資本	第五十七条 劳务派遣機関は会社法の関連規定に従って設立しなければならず、	——	引き上げられたのは主に、劳务派遣機関の登録資本金が引き上げられたことと、労働

¹ 据律师了解，截至2010年，中国劳务派遣用工人数约6000万，其中，东部经济发达地区的劳务派遣用工规模相对较大。例如，截至2010年，上海市国有企业使用劳务派遣员工平均比例约占本企业员工总数的近50%，个别企业超过90%的员工是劳务派遣员工。另外，未见外商投资企业的相关统计数据。

² 筆者の知るところ、2010年の時点で中国の劳务派遣従業員人数は6000万人であり、その中、東部経済発達地区での劳务派遣従業員の規模が大きい。たとえば、2010年の時点で上海市の国有企業が使用する劳务派遣従業員は平均して本企業従業員総数の50%近くを占めており、企業によっては劳务派遣従業員が90%を超えるところもある。なお、外商投資企業の関連統計データは確認できていない。

³ 以上海市为例，根据律师与相关劳动争议仲裁委员会、人民法院的交流情况，近年来，劳务派遣员工与用人单位发生的劳动争议案件数量逐年上升，其中多数案件的争议相对集中于同工同酬待遇、加班工资、用人单位不当退回等。

⁴ 上海市を例に挙げれば、筆者が係る労働争議仲裁委員会、人民法院より得た情報によれば、昨今、劳务派遣従業員と派遣先となる雇用主との間で生じた労働紛争事件の数は年々増大しており、中でも多くの紛争事件が同一労働同一賃金の待遇問題、残業代問題、派遣先となる雇用主の不当打ち切りの問題に集中している。

⁵ 2011年03月14日，第十一届全国人大四次会议颁布《[中华人民共和国国民经济和社会发展第十二个五年规划纲要](#)》，将“规范劳务派遣用工”作为“促进就业、构建和谐劳动关系”的内容之一。

⁶ 2011年3月14日，第11回全国人民代表大会第4次会议において「[中華人民共和国国民经济と社会発展第12次五カ年計画要綱](#)」が公布され、「劳务派遣による雇用の規範化」は「就業促進、調和のとれた労働関係の確立」の内容の一つとされた。

⁷ 2012年03月22日，国务院颁布《[国务院关于落实<政府工作报告>重点工作部门分工的意见](#)》，将“加强对劳务派遣的规范管理”作为保障和改善民生的一项内容。

⁸ 2012年3月22日，國務院は「『[政府作業報告](#)』重点作業部門の分担徹底に関する國務院の意見」を公布し、「劳务派遣の規範管理の強化」は民生の保障と改善に関する一つの項目内容とされた。

<p>(二)有符合法律规定的劳务派遣管理制度； (三)法律、行政法规规定的其他条件。 设立劳务派遣单位，应当向劳动行政部门依法办理行政许可；经许可的，依法办理相应的公司登记。未经许可，任何单位和个人不得经营劳务派遣业务。</p>	<p>少于五十万元。</p>		<p>单位的行政许可手续。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提高行业门槛，有助于提高劳务派遣单位的整体资质能力，但对解决当前实践中面临的各种劳务派遣争议所能发挥的直接作用较小。
--	----------------	--	--

<p>金は 100 万人 民元を下回ってはならない。 (二)法律の規定に合致した劳务派遣管理制度を有すること。 (三)法律、行政法規に定めるその他の条件。 劳务派遣機関の設立は、労働行政部門にて法に従った行政许可手続を行わなければならない、許可を受けた上で、法に従って相応する会社登記手続を行わなければならない。許可を受けていない場合、いかなる会社および個人も劳务派遣業務に従事してはならない。</p>	<p>登録資本金は50万人民元を下回ってはならない。</p>		<p>派遣機関設立に関する行政許可手続が追加されたことの2点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種参入基準の引き上げは、劳务派遣機関の全体的な資質能力を高めることに役立つが、目下、現実には直面している各種劳务派遣紛争の解決に対する直接作用は小さい。
---	--------------------------------	--	--

二、保障劳务派遣员工的同工同酬权利

二、劳务派遣従業員に関する同一労働同一賃金の権利の保障

法律条款内容对比			律师简要分析意见
劳动合同法修正案 (征求意见稿)	劳动合同法	劳动合同法实施条例	
<p>二、第六十三条增加一款，作为第二款：劳务派遣单位与被派遣劳动者订立的劳动合同和与用工单位订立的劳务派遣协议，载明或者约定的向被派遣劳动者支付的劳动报酬应当符合前款规定。</p>	<p>第六十三条 被派遣劳动者享有与用工单位的劳动者同工同酬的权利。用工单位无同类岗位劳动者的，参照用工单位所在地或者相近岗位劳动者的劳动报酬确定。</p>	<p>——</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本条修订内容实质是通过合同（即，劳动合同、劳务派遣协议）约定方式，要求用工单位按“同工同酬”原则确定、发放劳动报酬。 律师认为，要真正实现同工同酬，需要多种措施综合运用。例如，经劳务

法律条項内容の比較			筆者の簡潔な分析意見
労働契約法改正案 (意見募集案)	労働契約法	労働契約法实施条例	
<p>二、第六十三条に以下内容の項目を追加し、第二項とした。 劳务派遣機関が被派遣労働者と締結する労働契約書および派遣先となる雇用主と締結する劳务派遣協議書に記載または</p>	<p>第六十三条 被派遣労働者は、派遣先となる雇用主の労働者の同一労働につき同一賃金を受ける権利を有する。派遣先となる雇用主に同類職位の労働者が存在しない場合、派</p>	<p>——</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本条の修正内容の實質は契約（即ち、労働契約書、劳务派遣協議書）という約定方式により、派遣先となる雇用主に対し「同一労働同一賃金」の原則に基づき労働報酬を確定、支給することを要求している。 筆者の見解では、確実に同一労働同一賃金を実現するには、様々な

			派遣单位与用工单位协调,安排劳务派遣员工与用工单位进行工资集体协商 ⁵ ;等。
--	--	--	--

約定された被派遣労働者に支払われる労働報酬 は前項の規定に合致しなければならぬ。	遣先となる雇用主所在地の同一または類似する職位の労働者の労働報酬を参照して確定する。		措置を講じて総合的に運用する必要があり、たとえば、劳务派遣機関と派遣先となる雇用主は調整の上、劳务派遣従業員が派遣先となる雇用主と賃金の団体交渉を行うことを手配する ⁵ など。
---	--	--	---

三、限制劳务派遣用工的使用范围

法律条款内容对比			律师简要分析意见
劳动合同法修正案 (征求意见稿)	劳动合同法	劳动合同法实施条例	
<p>三、第六十六条修改为：劳务派遣只能在临时性、辅助性或者替代性的工作岗位上实施。前款规定的：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 临时性，是指用工单位存续时间不超过六个月； ▪ 辅助性，是指用工单位的工作岗位为主营业务岗位提供服务； ▪ 替代性，是指用工单位的职工因脱产学习、休假等原因在该工作岗位上无法工作的一定期间内，可以由被派遣劳动者替代工 	<p>第六十六条 劳务派遣一般在临时性、辅助性或者替代性的工作岗位上实施。</p>	<p>第三十条 劳务派遣单位不得非全日制用工形式招用被派遣劳动者。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对临时性、辅助性、替代性等“三性”做出了明确的定义，既表明了限制使用劳务派遣用工范围的立法意图，又增强了可操作性。 ▪ 对“三性”的现有界定仍有歧义，如，没有明确说明是否必须同时适用“三性”，还是只需符合“三性”之一（从字面意思理解，律师倾向于认为是后

三、劳务派遣による雇用の使用範囲の制限

法律条項内容の比較			筆者の簡潔な分析意見
労働契約法改正案 (意見募集案)	労働契約法	労働契約法实施条例	
<p>三、第六十六条は以下の通り修正した。劳务派遣は臨時的、補助的または代替的な就業職位においてのみ実施することができる。前項の規定の詳細は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 臨時的とは、派遣先となる雇用主の就業職位が6ヶ月を超えて持続しないことを指す。 ▪ 補助的とは、派遣先となる雇用主の就業職位が主力業務の職位に役務を提供することを指す。 ▪ 代替的とは、派遣先となる雇用主の従 	<p>第六十六条 劳务派遣は通常、臨時的、補助的または代替的な就業職位において実施することができる。</p>	<p>第三十条 劳务派遣機関は非全日制雇用形式で派遣労働者を募集雇用してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 臨時的、補助的、代替的の「3つの性質」に対し明確な定義付けを行うことで、劳务派遣による雇用の範囲を制限するという立法目的を表明すると同時に、実行可能性を高めた。 ▪ 「3つの性質」の現行定義付けは依然に曖昧なところがあり、たとえば、「3つの性質」に同時に該当する場合であるのか、それとも「3つの

⁵ 即、通过工资集体协商，确定劳务派遣员工与劳动合同员工享有相同工资标准待遇。但据律师了解，目前，实践中，工资集体协商仅在部分劳动管理措施相对规范、制度相对健全的企业中开展。即使在前述企业中，多数员工（包括绝大多数是劳务派遣员工的情形下）要求进行工资集体协商的意愿也并不高。由此，工资集体协商制度也亟待法律进一步规范。

⁵ 即ち、賃金の団体交渉を通じて、劳务派遣従業員が労働契約従業員と同等の賃金基準で待遇を受用することを確定する。ただし、筆者の知るところ、目下、実務において賃金の団体交渉は、一部の労働管理措置が比較的規範化されており、制度が比較的健全な企業においてのみ実施されている。なお、たとえ前述の企業においても、多くの従業員（絶対多数が劳务派遣従業員である状況も含まれる）の賃金の団体交渉実施の要望は高くない。このため、賃金の団体交渉制度も法律による更なる規範化が望まれる。

作。			者)。
----	--	--	-----

<u>業員が生産職位を離れて学習し、休暇を取得するなどの理由により当該就業職位で勤務できない一定期間において、被派遣労働者にその業務を代行させることができることを指す。</u>			性質」のいずれかに該当する場合であるのか、明確に説明されていない(文脈から見れば、後者であると、筆者は考えている)。
--	--	--	--

四、加重劳务派遣单位及用工单位的违法责任

四、労働派遣機関および派遣先となる雇用主の違法責任の加重

法律条款内容对比			律师简要分析意见
劳动合同法修正案 (征求意见稿)	劳动合同法	劳动合同法实施条例	
四、第九十二条修改为：违反本法第五十七条规定， <u>未经许可，擅自经营劳务派遣业务的</u> ，由劳动行政部门依法予以取缔，没收违法所得， <u>并处违法所得一倍以上五倍以下的罚款</u> ；没有违法所得的，可以处五万元以下的罚款。 <u>劳务派遣单位、用工单位违反本法规定的</u> ，由劳动行政部门责令改正； <u>情节严重的，以每人五千元以上一万元以下的标准处以罚款，对劳务派遣单位，撤销其经营劳务派遣业务的行政许可</u> ；给被派遣劳动者造成损害的，劳务派遣单位与用工	第九十二条 劳务派遣单位违反本法规定的 ，由劳动行政部门和其他有关主管部门责令改正；情节严重的， <u>以每人一千元以上五千元以下的标准处以罚款</u> ，并由工商行政管理部门吊销营业执照；给被派遣劳动者造成损害的，劳务派遣单位与用工单位承担连带赔偿责任。	第三十五条 略(内容与《劳动合同法》第九十二条基本相同。)	<ul style="list-style-type: none"> 本条修订内容将用工单位的违法行为也纳入了行政处罚的范畴。 《劳动合同法修正案(征求意见稿)》提高了行政处罚的金额。 加重处罚,提高了劳务派遣单位和用工单位的违法成本,增加了用工单位使用劳务派遣用工的法律风险。

法律条項内容の比較			筆者の簡潔な分析意見
労働契約法改正案 (意見募集案)	労働契約法	労働契約法实施条例	
四、第九十二条は以下の通り修正した。本法第五十七条の規定に違反し、 <u>許可を受けず、無断で劳务派遣業務に従事した場合</u> 、労働行政部門は法に従って取締り、 <u>違法所得を没収した上、違法所得の同額以上5倍以下の罰金を併科する</u> 。違法所得がない場合、5万人民元以下の罰金に処することができる。 <u>労働派遣機関、派遣先となる雇用主が本法の規定に違反した場合</u> 、労働行政部門は是正を命じる。 <u>情状が重大な場合、一人当たり5千人民元以下の基準に基づき罰金に処し、労働派遣機</u>	第九十二条 労働派遣機関が本法の規定に違反した場合 、労働行政部門およびその他の関連主管部門は是正を命じる。 情状が重大な場合、一人当たり1千人民元以上5千人民元以下の基準に基づき罰金に処し、 工商行政管理部门はその営業許可証を取上げる。また、被派遣労働者に損失を与えた場合、	第三十五条 略(内容は「労働契約法」第九十二条と基本的に同じである。)	<ul style="list-style-type: none"> 本条の修正内容は派遣先となる雇用主の違法行為も行政処罰の対象に加えた。 「労働契約法改正案(意見募集案)」は行政処罰の罰金額を引き上げた。 処罰の加重は、労働派遣機関および派遣先となる雇用主の違法コストを高めることとなり、派遣先となる雇用主が労働派遣従業員を使用する際の法的リス

单位承担连带 赔偿责任。			
-----------------	--	--	--

関については、 労務派遣業務 従事に関する行 政許可を取り消 す。 また、被派 遣労働者に損 失を与えた場 合、労務派遣 機関は派遣先 となる雇用主 と共に連帯賠 償責任を負 う。	労務派遣 機関は派 遣先とな る雇用主 と共に連 帯賠償責 任を負 う。		クを増大 させた。
---	---	--	--------------

结合上述分析，律师认为，《劳动合同法修正案（征求意见稿）》四个法律条款内容中，其中三个条款内容分别涉及用人单位，即：

1. **保障同工同酬：**
用人单位与劳务派遣单位签订的劳务派遣协议应按“同工同酬”的原则，确定劳务派遣员工的劳动报酬。
2. **限制使用范围：**
用人单位仅可在法律限定的临时性、辅助性、替代性等“三性”岗位使用劳务派遣员工。
3. **加重违法责任：**
对用人单位违反劳动法律规定的行为，劳动行政部门也有权依法予以相应处罚。

律师认为，上述三个条款内容，其立法意图在于限制用人单位使用劳务派遣员工的范围，规范用人单位的用工行为，提高用人单位今后使用劳务派遣员工的违法成本。《劳动合同法修正案（征求意见稿）》一旦正式实施，可能促使用人单位今后在选择使用劳务派遣员工时更趋于谨慎。

最后，律师理解，《劳动合同法修正案（征求意见稿）》四个法律条款内容，主要是在现行《劳动合同法》相关条款内容基础上的扩展、补充，缺乏明显的创新性规定。因此，仅依据这一修正案实现“加强规范劳务派遣”的立法目的，难度较大。当然，鉴于《劳动合同法》本身实施时间并不长，为了保证“劳务派遣”这一用工方式平稳推进，现阶段仅通过修正案对其进行“小修小补”，也有其合理性。律师将持续关注后续进展。

（里兆律师事务所 2012 年 08 月 24 日整理编写）

以上の分析から、「労働契約法改正案（意見募集案）」の 4 つの法律条項の中、3 つの条項の内容は派遣先となる雇用主に関係していると筆者は考える。詳細は以下の通りである。

1. **同一労働同一賃金の保障**
派遣先となる雇用主が労務派遣機関と締結する労務派遣協議書では、「同一労働同一賃金」の原則に基づいて、労務派遣従業員の労働報酬を確定しなければならない。
2. **使用範囲の制限**
派遣先となる雇用主は法律で規制された臨時的、補助的、代替的の「3 つの性質」の職位にのみ労務派遣従業員を使用することができる。
3. **違法責任の加重**
派遣先となる雇用主が労働関連法の規定に違反した場合、労働行政部門も法に従って相応に処罰する権利を有する。

上記 3 つの条項の内容につき、その立法目的は、派遣先となる雇用主が労務派遣従業員を使用する範囲を制限し、派遣先となる雇用主の雇用行為を規範化し、今後派遣先となる雇用主の労務派遣従業員使用における違法コストを引き上げることであると筆者は考える。「労働契約法改正案（意見募集案）」が正式に施行されれば、派遣先となる雇用主が今後労務派遣従業員の使用を検討する際は、より慎重さを求められるものと思われる。

最後に、筆者の見解では、「労働契約法改正案（意見募集案）」の 4 つの法律条項の内容は、主に現行の「労働契約法」関連条項の内容に基づいて拡充、追加したものであり、真新しい規定はない。よって、本改正案をもって「労務派遣の規範化を強化する」という立法目的を実現することは困難と思われる。もちろん、「労働契約法」自体が施行より日が浅いことに鑑み、「労務派遣」という雇用方式を安定的に推し進めるため、現段階では改正案を通じて「小規模な修正補足」のみを行うことは、合理性があるともいえる。よって、今後も筆者が持続的にその動向を見守る。

（里兆法律事務所が 2012 年 8 月 24 日付で作成）